

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	1	定めなし	<p>(1) 伊串漁港東防波堤突端と東牟婁郡串本町姫通称ガニ島南端を結ぶ線、ガニ島南端から国道42号線沿い波返し堤防西端見通し線、姫川下流第五橋梁上流端、同町伊串紀勢本線伊串川鉄橋上流端及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業基点第300号、漁業基点第300号から東牟婁郡串本町金山見通し線上200mの点、同町西向通称前ノ磯突端及び同字通称目津の磯突端を順次結んだ線、神野川下流第一橋梁下流端及び陸岸によって囲まれた区域</p>	1月11日から4月30日まで	<p>1 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む根拠地を和歌山県内に有する法人</p> <p>2 和歌山県内の漁業協同組合に所属する者</p> <p>3 操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者</p>

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

- ア 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。
- イ 日の出から日没までの間は、操業をしてはならない。
- ウ 操業に従事するときは、和歌山県が確認した腕章をつけ、運転免許証等の本人確認書類を携行しなければならない。
- エ 全国のうなぎ養殖業の池入れ数量管理のために、和歌山県が操業停止の指示をした場合は、これに従わなければならない。
- オ 知事の指示に従い、操業及び採捕の実績を別に定める様式により、報告しなければならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月16日から令和6年3月18日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、許可日から令和6年4月30日までとする。